### 主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分並びに同年〇月〇日付けで同人に対してした同法による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社Cに雇用され、マンションの管理員として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、担当するマンション「D町」に自転車を使用して出勤する途上、前方から対向してきた男子学生の自転車と衝突しそうになったため、急いで自転車を降りた際に左膝を負傷したとしている。

請求人は、負傷当日、E病院に受診し「左膝関節内挫傷」(以下「本件傷病」という。)と診断された。

請求人は、E病院での療養を継続しつつ、F院及びG病院においても治療を受けていた。療養の結果、請求人は、E病院の診断により平成〇年〇月〇日をもって、治ゆとされた。

請求人は、治ゆの認定に納得がいかないとして、監督署長に対して平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの療養給付(通院費等)及び同一期間の休業給付並びに同年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業給付の請求を行ったところ、監督署長は、治ゆ後の請求であるとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」

という。)にそれぞれ審査請求をしたが、審査官は、併合して審理する必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。)第14条の2の規定により、これらを併合して審理し、平成〇年〇月〇日付けでこれらを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、それぞれ再審査請求に及んだものである。

当審査会は、各再審査請求について併合して審理する必要があると認め、労審 法第50条において準用する同法第14条の2の規定により、これらを併合した ものである。

なお、既に請求人は、同じく治ゆの認定に納得がいかないとして、監督署長に対して、平成〇年〇月〇日受診の治療費について療養給付の請求をしたところ、監督署長は、治ゆ後の療養であり、また、再発とも認められないとして、平成〇年〇月〇日付けでこれを支給しない旨の処分をしたため、請求人は審査官への審査請求を経た上で当審査会に再審査請求をしたが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けで当該再審査請求を棄却する旨の裁決(以下「前裁決」という。)をしている。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

#### 第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が平成〇年〇月〇日をもって治ゆしているとして、その後の療養給付及び休業給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

# 2 当審査会の判断

労災保険制度における「治ゆ」とは、当審査会が前裁決の裁決書において記載しているとおりである。請求人は、繰り返し自覚症状において症状が持続ないしは悪化している旨を主張するが、請求人の傷病の状態については、H医師が平成

○年○月○日付け意見書において「平成○年○月○日「治ゆ」と判断しました。」と明言しており、さらに、同医師は、平成○年○月○日付けの意見書においても、この判断を追認する内容を記載している。当審査会においては、請求人が症状の持続ないしは悪化を強く主張することから、請求人の左膝の治療経過について再度検討したが、H医師による「治ゆ」の判断は妥当であり、前裁決書記載の結論のとおり、請求人の主張は認められないものであると判断する。

3 以上のとおり、請求人の本件傷病は平成○年○月○日をもって治ゆしていることから、治ゆ後の療養給付及び休業給付を支給しないとした監督署長の処分は妥当であってこれを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。